随意契約理由書

工事名：大阪府立三国丘高等学校校舎棟昇降機設備改修工事

本工事は、大阪府立三国丘高等学校に設置されている昇降機設備の改修工事を行うものです。

本工事は三方枠等の既設機器を再利用のうえ改修工事を行うことから、製造者独自の技術・仕様で構築されている当該昇降機設備の改修工事において、工事に際し既設機器との互換性、整合性を図る必要があります。また、当該昇降機設備に適合した改修部品を所有し、かつ、当該昇降機設備の構造・仕様及び性能等に熟知した製造事業者でなければ、既設機器と整合を取ることができず、安全、かつ、適切に改修工事を行えません。

以上のことから、本工事を実施できるのは、本昇降機設備の製造者である三精テクノロジーズ株式会社のほかになく、同者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であれば、同者と地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定により随意契約を締結するものです。